

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	26 - 関東153 - 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月24日
【会社名】	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
【英訳名】	NTT URBAN DEVELOPMENT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牧 貞夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03) 6811 - 6300 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 香月 重人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03) 6811 - 6282
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 香月 重人
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第16回無担保社債（5年債） 9,996百万円 第17回無担保社債（10年債） 15,000百万円 第18回無担保社債（15年債） 5,000百万円
	計 29,996百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年9月22日
効力発生日	平成26年10月1日
有効期限	平成28年9月30日
発行登録番号	26 - 関東153
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 100,000百万円
(100,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金9,996百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金99円96銭
利率（％）	年0.21％
利払日	毎年3月20日および9月20日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日および9月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「13．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成31年9月20日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成31年9月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「13．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金99円96銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年10月24日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年10月31日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1．(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第17回無担保社債（社債間限定同順位特約付）および第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。）のために担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。

	<p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。</p> <p>2. 当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により当社の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p> <p>3. 当社が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1. 留保物件付社債への切換</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 前号の場合、留保資産について、当社は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。</p> <p>(3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第(1)号および第(2)号の規定は適用されない。</p> <p>2. 担保付社債への切換</p> <p>当社は、本社債発行後、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）からA +（シングルAプラス）の信用格付を平成26年10月24日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03 - 3276 - 3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができる。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき

(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。ただし、同欄第2項または第3項により同欄第1項の規定が適用されないこととなった場合は、この限りではない。

- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき
 - (6) 当社が、本(注)5.ないし7.および本(注)8.第(2)号のほか、社債管理委託契約(会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。)に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
 - (7) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売(公売を含む。)の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき
5. 担保提供通知
- (1) 当社は、当社の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
 - (2) 別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。
6. 社債管理者に通知すべき事項
- 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
 - (2) 当社が事業の全部またはその重要な部分を休止、廃止または移転しようとするとき
 - (3) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき
7. 事業概況の報告
- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、書面により社債管理者に通知するものとする。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。
 - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書およびその添付書類を当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間の経過後45日以内に、それぞれ社債管理者に提出しなければならない。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱に準ずる。また、当社が、臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくその写しを社債管理者に提出するものとする。
 - (3) 当社は、前号に定める報告書および確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、前2号に定める書類の社債管理者への提出を省略することができるものとする。
8. 社債管理者の調査権限
- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めたときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本(注)4.の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
 - (2) 前号の場合、当社は社債管理者に協力する。
9. 債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。
10. 公告の方法
- 本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。
- また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

11. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

13. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,500	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
計	-	10,000	-

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間200万円を支払うこととしている。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社第17回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金15,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.61%
利払日	毎年3月20日および9月20日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日および9月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「13．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成36年9月20日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成36年9月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「13．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年10月24日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年10月31日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）および第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。）のために担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。</p>

	<p>2. 当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により当社の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p> <p>3. 当社が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1. 留保物件付社債への切換</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 前号の場合、留保資産について、当社は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。</p> <p>(3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第(1)号および第(2)号の規定は適用されない。</p> <p>2. 担保付社債への切換</p> <p>当社は、本社債発行後、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）からA +（シングルAプラス）の信用格付を平成26年10月24日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03 - 3276 - 3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができる。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき

(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。ただし、同欄第2項または第3項により同欄第1項の規定が適用されないこととなった場合は、この限りではない。

(3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき
- (6) 当社が、本(注)5.ないし7.および本(注)8.第(2)号のほか、社債管理委託契約(会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。)に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (7) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売(公売を含む。)の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき
5. 担保提供通知
- (1) 当社は、当社の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。
6. 社債管理者に通知すべき事項
- 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
- (2) 当社が事業の全部またはその重要な部分を休止、廃止または移転しようとするとき
- (3) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき
7. 事業概況の報告
- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、書面により社債管理者に通知するものとする。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書およびその添付書類を当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間の経過後45日以内に、それぞれ社債管理者に提出しなければならない。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱に準ずる。また、当社が、臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくその写しを社債管理者に提出するものとする。
- (3) 当社は、前号に定める報告書および確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、前2号に定める書類の社債管理者への提出を省略することができるものとする。
8. 社債管理者の調査権限
- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めたときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本(注)4.の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者に協力する。
9. 債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。
10. 公告の方法
- 本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。
- また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

11. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

13. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,900	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金42.5銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,700	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,700	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,700	
計	-	15,000	-

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間300万円を支払うこととしている。

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】

銘柄	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金5,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年1.09%
利払日	毎年3月20日および9月20日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日および9月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「13．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成41年9月20日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成41年9月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「13．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年10月24日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年10月31日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）および第17回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。）のために担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。</p>

	<p>2. 当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により当社の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p> <p>3. 当社が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1. 留保物件付社債への切換</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 前号の場合、留保資産について、当社は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。</p> <p>(3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第(1)号および第(2)号の規定は適用されない。</p> <p>2. 担保付社債への切換</p> <p>当社は、本社債発行後、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）からA +（シングルAプラス）の信用格付を平成26年10月24日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03 - 3276 - 3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができる。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき

(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。ただし、同欄第2項または第3項により同欄第1項の規定が適用されないこととなった場合は、この限りではない。

(3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき
 - (6) 当社が、本(注)5.ないし7.および本(注)8.第(2)号のほか、社債管理委託契約(会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。)に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
 - (7) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売(公売を含む。)の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたととき
5. 担保提供通知
- (1) 当社は、当社の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
 - (2) 別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。
6. 社債管理者に通知すべき事項
- 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
 - (2) 当社が事業の全部またはその重要な部分を休止、廃止または移転しようとするとき
 - (3) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき
7. 事業概況の報告
- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、書面により社債管理者に通知するものとする。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。
 - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書およびその添付書類を当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間の経過後45日以内に、それぞれ社債管理者に提出しなければならない。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱に準ずる。また、当社が、臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくその写しを社債管理者に提出するものとする。
 - (3) 当社は、前号に定める報告書および確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、前2号に定める書類の社債管理者への提出を省略することができるものとする。
8. 社債管理者の調査権限
- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めたとときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本(注)4.の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
 - (2) 前号の場合、当社は社債管理者に協力する。
9. 債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。
10. 公告の方法
- 本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。
- また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

11. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

13. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

6 【社債の引受け及び社債管理の委託（15年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,400	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,200	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,200	
計	-	5,000	-

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間100万円を支払うこととしている。

7【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
29,996	169	29,827

(注) 上記金額は、第16回無担保社債、第17回無担保社債および第18回無担保社債の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額29,827百万円は、全額を平成27年3月末日までに設備投資資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月5日関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年7月11日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成26年10月24日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（平成26年10月24日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社本店
（東京都千代田区外神田四丁目14番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし